

【新旧対照表】ギフトカード購入サービス特約の改定箇所

改定前	改定後
第1条 サービスの内容	第1条 サービスの内容
1.本サービスは、JCB企業間決済サービス特約にて定めるカードの利用の範囲をJCBギフトカード（以下「ギフトカード」という。）および紙箱（以下「箱」といい、ギフトカードと箱を併せて「ギフトカード等」という。）の購入に限定したサービスで、法人会員はカードレス会員となります。	1.本サービスは、カード発行会社（以下「当社」という。）および株式会社ジーシービー（以下「JCB」といい、当社と総称して「両社」という。）所定の会員規約（大型法人用）（以下「会員規約」という。）に定める法人会員のうち、両社所定のカードレス特約（以下「カードレス特約」という。）に定めるカードレス法人会員となった者（以下「本件カードレス法人会員」という。）が、JCBギフトカード（以下「ギフトカード」という。）および紙箱（以下「箱」といい、ギフトカードと箱を併せて「ギフトカード等」という。）について、両社所定のJCB企業間決済サービス特約（以下「パーチェシング特約」という。）に定める指定商品等として、会員規約に定めるショッピング利用を行うことができるサービスです。なお、本サービスは、カードレス特約に定めるカードレスサービスとして提供されます。
2.本サービスは、会員規約（大型法人用）「ショッピングの利用」の定めにかかわらず、JCBでのみ利用できるものとします。	2.本サービスの指定加盟店（パーチェシング特約に定めるものをいう。）は、JCBとします。
第2条 ギフトカード等の購入方法	第2条 ギフトカード等の購入方法
1.会員が購入することができるギフトカードの券種は、JCBが発行する全ての券種とし、会員に対する販売価格は、ギフトカードについては券面金額、箱についてはJCB所定の金額とします。	1.本件カードレス法人会員が購入することができるギフトカードの券種は、JCBが発行する全ての券種とし、本件カードレス法人会員に対する販売価格は、ギフトカードについては券面金額、箱についてはJCB所定の金額とします。本件カードレス法人会員は、JCBが認める範囲内において、本サービスを利用して、ギフトカード等の購入の申し込みをすることができます。なお、本件カードレス法人会員は、本サービスを利用してギフトカード等の購入を申し込む場合には、併せて、本サービスを利用したギフトカード等の発送の申し込みもする必要があるものとします。
2.会員は、JCB所定の「JCBギフトカード購入申込書兼FAX送信票」（以下「申込書」という。）に会員番号その他必要事項を記入し、法人印または個人事業主の場合は代表者印を申込書へ捺印のうえ、JCBに対して申込書を送付（FAXを含む。）することにより、ギフトカード等の購入を申し込むものとします。（ただし、申込書に錯誤、遺漏等があった場合、JCBは会員に確認のうえ必要事項を補足することができるものとします。）	2.本件カードレス法人会員は、以下のいずれかの方法によりギフトカード等の購入を申し込むことができるものとします。ただし、第2号の申込方法は、JCBが別途本件カードレス法人会員にWEBシステム利用に必要な情報を通知した日から、利用できるものとします。
	(1)JCB所定のホームページ内のギフトカード等購入ページ（以下「JCBホームページ」という。）から申し込む方法
	(2)JCB所定のギフトカード等の発注にかかるWEBシステム（以下「本件WEBシステム」という。）を利用する方法。なお、本件WEBシステムの利用を希望する場合、本件カードレス法人会員は、JCBが別途定める利用規約を承認のうえ、本件WEBシステムの利用をJCB所定の方法により申し込み、JCBの承認を得なければならないものとします。
	(3)JCB所定の発注書に注文内容、カード番号その他必要事項を記入のうえ、JCBに対して当該発注書をJCBが指定する方法で送付する方法（ただし、JCBが当該方法による申し込みを特に認める場合に限り。また、発注書を送付する方法により、ギフトカード等の購入がなされた場合、本件カードレス法人会員は、発注書の作成者または送付者に代理権が存在しないことやその他の理由により、本件カードレス法人会員がギフトカード等の購入をしたことの有効性を争えないものとします。）
	3.前項各号に基づく購入申し込みの記載内容に過誤、遺漏等があった場合、JCBは、本件カードレス法人会員に対し、修正または必要事項の補足を指示し、または本件カードレス法人会員に確認のうえ自ら必要事項を補足することができるものとします。
	4.本件カードレス法人会員は、金券販売業者に対するギフトカード等の販売その他方法のいかんを問わず、換金目的でのギフトカード等の購入の申し込みをしてはなりません。また、本件カードレス法人会員は、JCBが別途定める禁止取引等を行う目的でギフトカード等の購入の申し込みをしてはなりません。
	第3条 購入の申し込みに対する不承諾
	JCBは、前条に基づく購入の申し込みにかかるギフトカード等の合計金額、本件カードレス法人会員がJCBに対して負担する債務の総額その他の事情を勘案して、前条に基づく購入の申し込みに対する承諾を行わないことができるものとします。
	第4条 契約の成立
	第2条に基づく購入の申し込みに対してJCBより承諾の意思表示が行われた時点で、本件カードレス法人会員とJCBとの間のギフトカード等にかかる売買契約が成立するものとします。なお、JCBより承諾の意思表示がなされなかった場合、JCBが発送したギフトカード等の到達をもって当該意思表示がなされたものとみなし、当該到達時に本件カードレス法人会員とJCBとの間のギフトカード等にかかる売買契約が成立するものとします。
	第5条 納入
3.JCBは、前項の申し込みに対して承諾をした場合、会員から申込書を受領した日より原則として7日以内に、ギフトカード等を会員の指定する場所へ発送します。発送費用については、会員の負担とし、ギフトカード等の購入代金と同様の方法により支払うものとします。	1.JCBは、第2条第2項各号の申し込みに対して承諾をした場合、本件カードレス法人会員からの申し込みをJCBが受付した日または発注書の受領日より原則として7日以内に、ギフトカード等を本件カードレス法人会員の指定する場所へ発送します。発送費用については、本件カードレス法人会員の負担とし、ギフトカード等の購入代金と同様の方法により支払うものとします。
	2.前項に基づき発送されたギフトカード等の到達をもって、JCBから本件カードレス法人会員に対するギフトカード等の引渡し完了したものとみなします。
	第6条 危険負担
	1.前条第2項の引渡前に生じたギフトカード等の滅失、毀損、亡失、損傷、変質、その他一切の損害は、本件カードレス法人会員の責に帰すべき事由によるものを除き、すべてJCBの負担とします。
	2.前条第2項の引渡後に生じたギフトカード等の滅失、毀損、亡失、損傷、変質、その他一切の損害は、JCBの責に帰すべき事由によるものを除き、すべて本件カードレス法人会員の負担とします。

【新旧対照表】ギフトカード購入サービス特約の改定箇所

改定前	改定後
	第7条 利用代金の支払、所有権留保
4.会員は、ギフトカード等の購入代金を会員規約「約定支払日とお支払い方法」に定める方法により支払うものとします。なお、代金の支払いがなされるまでの間、ギフトカード等の所有権はJCBに留保されるものとし、会員はJCBのためにギフトカード等を善良なる管理者の注意義務をもって保管するものとします。	<p>1.本件カードレス法人会員は、本サービスを利用したことによるショッピング利用代金（ギフトカード等の購入代金および発送費用）を会員規約に定める時期および方法に従い、当社またはJCBに支払うものとします。</p> <p>2.ギフトカード等の所有権は、当社がJCBに対して立替払いをするまではJCBに留保され、当該立替払いをした後は当社に移転し、本件カードレス法人会員が前項の代金を完済するまでの間は当社に留保されるものとします。かかる完済がなされるまでの間、本件カードレス法人会員は、当社およびJCBのためにギフトカード等を善良なる管理者の注意義務をもって保管するものとします。</p>
	第8条 本特約の改定
	両社は、民法の定めに基づき、本件カードレス法人会員と個別に合意することなく、将来本特約を改定し（本特約と一体をなす特約等を新たに定めることを含みます。）、または本特約に付随する特約等を改定することができます。この場合、両社は、当該改定の効力が生じる日を定め、原則として本件カードレス法人会員に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら本件カードレス法人会員の利益となるものである場合、または本件カードレス法人会員への影響が軽微であると認められる場合、その他本件カードレス法人会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。
第3条 本特約の優越	第9条 本特約の優越、適用関係
本特約の内容と会員規約の内容が相違する場合、本特約が優先して適用されるものとします。また、本特約で使用する用語の定義は、特に定めのない限り会員規約に準じるものとします。	<p>1.本特約は本件カードレス法人会員の本サービス利用について適用されるものとし、本特約の内容と会員規約、パーチェシング特約またはカードレス特約（これらを総称して、以下「会員規約等」という。）の内容が相違する場合、本特約が優先して適用されるものとします。また、本特約に定めのない事項については会員規約等によるものとします。</p> <p>2.本特約で使用する用語の定義は、特に定めがない限り、会員規約等に準じるものとします。</p>
(TK590200・20060202)	(TK590200・20260331)